

## やどかりの里の価値を発信し、未来を展望する

すべての人の尊厳が守られる社会を目指して

### I 私たちを取り巻く状況

#### 1. 人権をめぐる

石川県能登半島を中心に発生した最大震度7の大地震の被害は甚大である。高齢化や過疎が進んだ地域であり、液状化による道路の寸断、上下水道の復旧も時間がかかっている。行政や支援にあたる人々の蓄積した疲労も気がかりだ。被災した支援者が1日も早く障害福祉の事業所を再開しようと努力する一方で、地元を離れて避難せざるを得ない人もいる。利用者が半減、職員も避難のため職場に戻れず、深刻な人手不足の状況が続いている。被災の現場には、日ごろ地域や現場が抱える現状や矛盾があぶり出される。

精神病院での虐待や暴行、差別的処遇も未だ続いている。総括所見では非自発的入院、隔離、身体拘束など強制治療を認めるすべての法規定の廃止を求めている。精神医療の抜本的改革は待ったなしで、人権侵害が続くことは許されない。2023年8月には滝山病院の暴行事件を受け、滝山病院問題を考える市民と議員の連絡会議が発足し、やどかりの里も賛同団体になった。宇都宮病院の入院患者暴行死亡事件発覚から40年。真に精神医療改革を実現すべく、当事者や家族、医療関係者とともに精神医療・保健福祉改革の運動を進めなければならない。

人権裁判も大きな節目を迎える。2018年1月に始まった優生保護法被害裁判は、最高裁大法廷での口頭弁論期日が5月29日に決定した。国の誤った優生政策が多くの人々の尊厳を踏みにじり、障害のある人への差別・偏見を社会の中に根深く植えつけた事実は重い。司法は優生政策を推し進めた責任を認め全面

解決となるのか。立法府が裁判の結果を受け、どう対応するのも重要だ。この裁判はわが国の人権の基準値を問う裁判でもある。人権の砦である最高裁の判断がどう下されるか、重要な局面だ。

生活保護基準引き下げ違憲訴訟は、1月の鹿児島地裁、富山地裁の勝訴に続き、2月には津地裁判決で16例目の原告勝訴となった。これまでの裁判で初めて、厚生労働省が生活保護費10%削減という自民党の「選挙公約に付度」した引下げであったことを認定し、「専門的知見を度外視した政治的判断」と厳しく指摘した。地裁での裁判は残りわずかとなり、これからは高裁での期日が予定されている。2013年から始まった違憲訴訟。今なお厳しい生活を続ける人がいる中で、やどかりの里の原告を応援しつつ、早期解決に向けて運動を続けていかなければならない。

#### 2) 障害分野では

障害者総合支援法に組み込まれた規制緩和で営利目的の事業所の広がりが止まらない。成果主義・効率効果を求める仕組みは実践のあり様を変質させた。障害福祉の市場化は専門性の低下につながり、職員確保の困難も重なり、経営の不安定さを招いている。

また、2023年10月に厚労省の自治体への通知「委託相談支援事業は課税対象」で、非課税とするのは自治体の誤認であると見解を示した。相談支援事業は社会福祉事業の根幹であり、本来公的責任において担うべき役割だ。相談支援事業を営利事業とする仕組みを変えるべく、自治体と共同し、この問題に対峙していかなければならない。

被災地の状況、精神医療改革、人権裁判、変質させられようとしている障害福祉、これらに通底するのは人権意識の脆弱さだ。国連からの総括所見は父権主義的な日本の障害者

制度、能力主義、優生思想からの脱却を求めている。貧困や虐待、差別といった社会問題が複雑化する中、助けてと言えない人たちの声をつかむ努力を重ねながら、1人1人の尊厳が守られる社会を目指し実践を積み上げていく。

## II 活動方針

障害者自立支援法（現在は障害者総合支援法）施行以降、やどかりの里はその逆風に立ち向かいながらも、障害のある人の実態とニーズをつかみ活動を展開することに力を注いできた。月額払いの報酬制度の下での厳しい事業運営は続くが、一方、地域には生きづらさを抱え、支援を必要とする人たちがまだまだ多くいることも分かってきた。2025年には創立55周年を迎えるやどかりの里、2024年度はその節目を目前に原点に立ち返って実践を見直し、地域の切実なニーズをつかみ、応えていくためメンバー、家族、職員で知恵を出し合い、活動の見通しを描く1年にする。

### 1) メンバー、家族、職員でやどかりの里の未来を展望する機会をつくる

障害者権利条約が求めていることは、障害の有無に関係なく、誰のいのちも等しく尊重され、1人1人の多様性、ありのままを認め合える社会の実現だ。障害福祉を取り巻く状況は厳しいが、困難な局面にあるからこそ、これからのやどかりの里の展望を描く必要がある。メンバー、家族、職員が一堂に会し、やどかりの里のこれからを考え、語り合う機会を創り出していく。まずはやどかり研究所に研究チームをつくり、メンバー、家族のニーズを把握し、やどかりの里のこれからを描き出すための調査を実施する。

### 2) 働く場の横断的な取り組みと機能の再構築

これまで働く場では、メンバー1人1人のニーズと多様な働き方を実現するための環境づくりを進めてきたが、小規模作業所から移行した就労継続支援B型事業所(すてあーず、

ルポーズ、あゆみ舎)は、物件の老朽化、作業スペースの問題等々を抱えている。働く場のみならず日中の活動の場を含め、各事業所が横断的に取り組めることを模索し、事業所の移転も視野に入れ、働く場の再構築を図っていく。取り組みを通してメンバーのニーズと、新たに利用を希望する人たちのニーズに応える支援態勢を整える。

### 3) ピアサポーターと職員の協働で精神科病院の地域移行支援を進める

ここ数年、COVID-19感染拡大の影響もあり、市内の精神科病院の地域移行支援の取り組みが停滞している。地域移行・地域定着支援連絡会議の機会を活用し、職員とピアサポーターとの協働で精神科病院への訪問調査を行い、地域移行支援の動きを創っていく。

また、精神保健福祉法改正により精神科病院への入院者訪問支援事業が位置付けられた。市町村長同意の医療保護入院者を対象に、生活の相談や情報提供などが可能になる。2024年度から、さいたま市は県との共催で訪問支援員の養成研修を実施する予定だ。精神科病院との連携体制をつくり取り組みが進むよう、市担当課と協議し事業の推進にやどかりの里として参画していきたい。

### 4) やどかりの里の価値の発信と広報活動

やどかりの里が大切にしてきた価値を発信し、共感者や理解者の輪を広げていくため、新たに広報委員会を立ち上げ、ホームページやSNSを活用しての発信方法など広報活動を充実させていく。また、近年登録者が減少傾向にあり、事業運営への影響も大きい。必要な情報が必要な人に届くよう法人のパンフレットをはじめ、各事業所のパンフレットを改訂し、地域の関係機関とも連携して情報を届けていく。併せて、法人の財政状況を分析し、理事会や責任者会議などで、必要な対策を講じるとともに、やどかりの里に共感していただく人を増やして、新規の法人会員や寄付者を広げていきたい。

### 5) 地域の人との協働で拠点機能の事業化を図る

「未来を拓く つなぐ・つくるプロジェクト」を中心に、人と地域社会を結ぶ拠点「エシカルカフェ としょかんのとなり」の事業化を図っていく。食・エネルギー・ケアが地域で循環する仕組み（FEC自給圏）をどう実現できるのか、やどかりの里ができることは何かを構想していく。また、エシカルな暮らしをテーマにワークショップやイベントも開催する。2匹のヤギ喜々と楽々と一緒に地域巡回やまちなか保健室の活動も継続し、人と人がつながることで地域が元気になり、生きづらさを抱える人たちをひとりぼっちにしない実践を進めていく。

### Ⅲ 事業計画

#### 1. 法人本部

総会及び理事会の決定に基づき、三役会、責任者会議で全体を把握しつつ、各事業所等の課題を速やかに共有し対処できるよう円滑な法人運営を図る。今年度は、55周年記念事業実行委員会を立ち上げ、55周年記念事業の検討を行う。また、法人内に広報委員会を常設し、積極的な情報発信を図る。

##### 1) 各会、行事の開催

- ① 定時総会：6月15日
- ② 定例理事会：年4回程度
- ③ 責任者会議：各月
- ④ やどかりミーティング：6月・8月、2月を除く各月
- ⑤ 行事：里祭（9月26日）など
- ⑥ 職員会議：常勤（11月・4月）、非常勤（年2回）

##### 2) 機関紙の発行、情報発信

会員向けに機関紙「やどかり」を発行（各月15日）。地域紙「よみさんぼ」を配布（年4回）。広報委員会を常設し、ホームページ等でやどかりの里の活動を伝えていく。

#### 3) 財務

大幅な報酬減、物価高騰により財政が逼迫している。公的補助金に依拠しない財政づくりに向け、助成金の積極的活用、クラウドファンディングなど情報収集し資金獲得をめざす。理事会・責任者会議を中心に収支状況を把握し改善を図るとともに、助成金等も活用していく。

#### 4) 労務

10月より社会保険適用拡大対象事業者となるため、対象となる職員に十分周知するなど円滑な移行をすすめる。他、社会保険労務士と密に連携し、諸制度の変更に適切に対応していく。これらの周知や諸規則の整備等行う。

#### 5) 研修体制

入職1～3年目の職員を対象とした新人研修を継続する。研修のあり方を全体的に見直し、体制づくりをおこなう。

#### 6) やどかりの里の輪を広げる

法人会員、支える会の会員を増やす。また、自治体や大学のボランティア制度など活用するなど、やどかりの里に関わりやすい体制を整える。

#### 2. 相談支援活動

障害のある人や家族からの相談に対応し、それぞれが抱えるニーズを丁寧に導き出し、個々が希望する暮らしが実現できるよう支援体制づくりを行う。障害福祉サービスのみならず、地域のさまざまな資源や人とのつながりをつくり、暮らしを支える環境を整えていく。

また、2024年度はさいたま市から障害者生活支援センターの委託期間が満了するため、次年度以降の委託を受けるためプロポーザル方式による選定が行われる。障害者生活支援センターの事業を継続していくため、選定の準備を行う。一方で委託相談支援事業が消費税対象事業であるとされている問題について

は、市内受託法人との情報交換などを行い、対応していく。

#### 1) 各区の地域ネットワークづくり

2024年度は新たに見沼区にて基幹相談支援センターを受託する。すでに受託している浦和区と併せ、地域の実情に応じたネットワークづくりを推進し、障害のある人や世帯の実態から、必要な支援環境の在り方をさまざまな関係者と議論していく。また、さいたま市地域協議会連絡会議とも連動し、さいたま市自立支援協議会への課題解決に向けた提案を行う。

#### 2) 地域移行支援の取り組みを具体的に進める

精神科病院からの地域移行を具体的に進める取組みを行う。他の自治体の取組みを学ぶなど、ピアサポーターと共にこれからの地域移行の進め方について具体的な対策を検討していく。

### 3. 生活支援活動

障害者権利条約の実現を目指し、自分らしい暮らしを送ることができるよう、地域の関係機関とのネットワークづくりに取り組み、支援体制を整える。そして、1人でも多くの人が精神科病院から退院し、地域生活を送ることができるよう、今年度は「退院促進」に重点を置いて取り組む。

#### 1) 退院促進チームづくりを進める

COVID-19感染拡大の影響は未だ続いており、市内の精神科病院においては退院に向けた取組みが停滞している状況が続いている。さいたま市地域移行・地域定着支援連絡会に参加し、昨年度実施できなかった市内精神科病院への訪問調査活動に取り組む。精神科病院の現状を把握し、退院促進に向けた課題整理をしながら、法人内では障害者生活支援センター、サポートステーションを中心に退院促進チームをつくり、退院支援に関わる当事者支援員（ピアサポーター）の力も活用しな

がら、病院訪問や退院支援につながる動きをつくっていく。

また、市町村長同意による医療保護入院者を対象にした入院訪問支援事業について、さいたま市との協議を進めながら、訪問支援員の養成にも積極的に参加し、退院促進につなげていく。

#### 2) ピアサポーターとの協働を進める

生活支援活動の各所でピアサポーターが活躍している。ピアサポーターとの協働を進めるにあたっては、チーム内でのコミュニケーションの機会を大切にし、保健師、看護師、精神保健福祉士等の多職種でチームとして取り組める体制を整えていく。ここ数年検討課題となっている自立生活援助事業の立ち上げについても、多職種チームで取り組めるよう、ワーキンググループを立ち上げて検討を継続していく。

また、埼玉県とさいたま市共催で開催される予定の「ピアサポート養成研修」に、職員、ピアサポーターとともに参加し、ピアサポートについての理解を深め、ピアサポートの専門性を高めていく。

#### 3) 健康増進のための活動を進める

健康増進会議を毎月開催し、健康づくりのための様々な取り組みを進める。具体的には、登録者の健康状態の把握や、健康相談会、体力測定などを実施し、生活習慣の見直しや健康課題の改善につなげていく。

また、地域の協力医療機関との連携をより進め、緊急時の対応や相談体制を構築し、歯科保健、薬や食事（栄養）についての学習など、地域の多様な専門職との情報交流や学習の機会もつくっていく。さらに、感染症対策マニュアルの改訂や感染症対応訓練もを行い、職員のスキルアップを目指す。

### 4. 労働支援活動

労働支援活動では、体調を保ち、やりがいを感じながら働くことを支えていくため、本人の希望やペースに合わせた勤務時間、日数

で働くことを大切にしていこう。

メンバー1人1人がやりがいや目標を持って働ける環境を整えるため、多様な人（年齢や障害の状態等）がさまざまな仕事に取り組めるよう、法人内事業所間で連携し、共同受注等も継続していく。また、感染症対策や防災対策など安全な労働環境の整備に努める。

2024（令和6）年度障害福祉サービス報酬改定の影響をふまえ、やどかりの里の働く場の特徴や魅力を知ってもらうため、情報発信等対策を講じる。作業スペースや人員配置、作業種目等も考慮しながら、移転や施設の有効活用による再編等も協議、検討する。

### 1) 健康を保ちながら働くことを支える

健康を保ちながら、個々のペースにあわせて働くことや、事業所とのつながりを活かすことで、多様なニーズに応じていく。加齢による体力の衰えや身体機能の低下、生活習慣などそれぞれの健康面にも目を向け、生活支援活動とも連携しながら支えていく。健康PTへの参加も継続し、必要に応じて内科的、身体的なサポートにも取り組む。

### 2) 労働支援連絡会の開催

労働支援連絡会を定期的に開催する。事業所ごとの課題や活動の現状などを出し合い、情報共有や意見交換の場として活用し、解決をはかっていく。

「地域で必要となれる労働支援活動」について考え、「必要な情報を多くの人に届ける」ことに重点をおき、情報発信の方法等検討しながら取り組む。

### 3) 連携を活かした地域交流

2024年度も同様に法人内の就労支援事業所で連携を取りながら、地域で行われるイベント等に積極的に参加していく。販売や地域交流の機会ということだけでなく、情報発信の場としても活用できるよう取り組む。

やどかりの里メンバーの文化・芸術活動（絵画、写真、音楽等）の発表の機会として、「埼玉県障害のある人の表現活動調査」と連動させながら、作品展も開催する。

## 5. セルフヘルプネットワーク

### 1) メンバー交流会

定期的にメンバー交流会議を開催し、「メンバー交流会」の企画立案、運営に取り組む。メンバー交流会を年2回以上開催し、やどかりの里メンバー間の交流の機会とする。特に2024年度は第19回（春季）屋外スポーツ、第20回（秋季）旅行企画とし、すでに企画運営の検討がはじまっている。希望アンケート等も行い、より多くのメンバーが参加できるような内容と、安全な運営を念頭に企画立案、実行を行っていく。

メンバー交流会議の4つの柱「メンバーのよこのつながり」「いろいろな人たちとの出会い」「やどかりの里の将来像を考え合う」「メンバーの力を反映させる仕組みづくり」を大切に活動を継続していく。

やどかりの里理事会メンバー理事改選の年であり、メンバー交流会議より推薦する。

### 2) 浜砂会

定例会（第2木曜日、13:30～16:00、障害者交流センターにて）を以下の内容で実施する予定とする。

4月 山口ふみ子氏（もくせい家族会）体験談

5月 令和6年度浜砂会総会

6月 清水宏一氏（ルポーズ）体験談

7月 DVDを使つての学習会

9月 「おやじの会」と合同懇親会

（下半期の内容は改めて検討決定する）

談話会（第4土曜日13:00～15:00、大宮中部公民館）を開催し、参加者でじっくり話せる機会とする

「はまサロン」を5月と7月に開催予定とする。

### 3) おやじの会

「今日よりも 若い日はない おやじの会」として前向きにチャレンジしていく。

#### ①社会とのつながり

「生きるには 自力と他力 おりませで」  
生きづらい世の中、家族・当事者の生きや

すい環境を整える。

行政、やどかりの里、他の家族会との連携を推し進めて理解者、支援者を増やしていく。

精神障害者医療費助成制度創設に対しては、引き続き賛同してくれる市議員と連携して粘り強く県、市に要請する。

## ②多様な視点を学ぶ

「今さらを 今からにして 深く知る」

・統合失調症の人の回復力を高める、SSTなど当事者とのコミュニケーションの取り方（DVD 視聴）を学ぶ機会を持つ。

・日本の障害者政策に対する総括所見を学び、自分たちの日常や日々の実践を通して重ね合わせて改善点やアイデアを話し合い、実例などの情報を共有していく。

・その他、外部講師（やどかりの里）を招いての意見交換、家族教室の参加などを予定する。

## ③相談業務計画

「井の中の カワズ人の世の 深さ知る」

体は骨太で硬いが、頭は柔らかく新鮮な気持ちで家族、地域社会を支えていくのがおやじの道。外部に出て、同じように辛い苦しい日常を送っている家族の重い荷物を降ろす手伝いをさせていただく。諸条件（場所・必要な資材・相談員の選定）を整え、今年度中に3～4回実施する。

## 6. 委員会活動

### 1. 危機管理委員会

法人活動の取り組みによって予測される危機的状況への対策を講じるため、定期的に危機管理委員会を開催する。日常における様々なリスクの低減を目指し、対策案の検討と決定、実施を行う。

感染症対策部会、防災部会を継続的に組織し、事業所代表者による各部会を開催する。

法人BCP（事業継続計画）と各事業所BCPの整合性をはかり、見直しも行いながら、法人全体で取り組む計画となるよう即時改訂していく。BCPにおける感染症・防災対策の各訓

練も行う。

情報共有に重点をおき、職員会議、非常勤職員研修会、やどかりミーティング等で継続的に周知していく。

事業活動中における事故、ヒヤリ・ハット事例の集積も継続して行い、分析、改善策の提案やリスク低減のための取り組みを行う。

### 2. 権利擁護委員会

権利擁護委員会を定期的で開催し、やどかりの里の職員倫理綱領を常に活動の基盤に置いて、1人1人の人権意識を向上し、支援の質を高めていくことを目的として、各部会や研修の取り組みを進める。

委員会内に設置された① 虐待防止対策部会、② 身体拘束適正化部会を開催し、各部署の状況の把握と、必要となる研修を実施する。研修の企画運営にあたっては、メンバー、家族にも参加を要請し、それぞれの立場から権利擁護のあり方について意見を出し合い、職員、メンバー、家族も含めた人権意識の向上につながるよう、合同で研修を開催する。また、今年度は身体拘束適正化指針を活用して、ロールプレイなどの手法を用いた学習の機会をつくることも検討する。

2024 年度やどかりの里組織図

